

Title	明治期における井上哲次郎の「国民道徳論」の形成過程に関する一考察： 『勅語衍義』を中心として
Sub Title	The formative process of Tetsujiro Inoue's Kokumin-Doutokuron at the Meiji era : focused on Tyokugo-Engi
Author	江島, 顕一 (Eshima, Kenichi)
Publisher	慶應義塾大学大学院社会学研究科
Publication year	2009
Jtitle	慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要：社会学心理学教育学： 人間と社会の探究 (Studies in sociology, psychology and education : inquiries into humans and societies). No.67 (2009. ) ,p.15- 29
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN0006957X-00000067-0015">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN0006957X-00000067-0015</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 明治期における井上哲次郎の「国民道徳論」の形成過程に関する一考察

—『勅語衍義』を中心として—

## The Formative Process of Tetsujiro Inoue's Kokumin-Doutokuron at the Meiji era

— Focused on Tyokugo-Engi —

江 島 顕 一\*

*Kenichi Eshima*

The purpose of this paper is to analyze the formative process of “Kokumin-Doutokuron” at end of the Meiji era. Main focus of this study is on Tetsujiro Inoue, who is regarded as the central advocate of the theory.

Inoue wrote two books to disseminate the ideas of “Kyouiku Chokugo”. One is *Chokugo Engi* (1891), and the other is *Kokumin Doutokugairon* (1912). Previous studies on Inoue's ideas have not examined the differences between these two works. However, Inoue wrote *Kokumin Doutokugairon* more than twenty years after the publication of *Chokugo Engi*. The underlying of these two works were not necessarily consistent.

In this context, this paper focuses on the revised edition of *Chokugo Engi* (1899), and rereads the first edition, the revised edition of *Chokugo Engi*, and *Kokumin Doutokugairon* chronologically. Rereading these three works thoroughly, this paper scrutinizes what has or has not changed in Inoue's thought from the year of 1891 through 1912.

### 1. はじめに

1891（明治24）年9月、文科大学教授井上哲次郎著、文学博士中村正直関『勅語衍義』が、敬業社、哲眼社等から上下2冊本として出版された。本書はその書名の通り、前年の1890（明治23）年10月に渙発された「教育勅語」の意義・精神を敷衍し浸透させる企図の下、編纂されたものであった。

本書と同様の目的を持ったいわゆる「衍義書」が、「教育勅語」の渙発直後から次々と刊行される中<sup>1)</sup>、数多ある「衍義書」の中であって、『勅語衍義』について海後宗臣は「教育勅語渙発以後に於ける小学校修身教授の変遷」のなかで、「倫理修身の教科書として……文部省に於ける聖旨奉戴の一つの事業として編纂せられたもので、当時を代表すると共に、特殊な意義を持った著作である」<sup>2)</sup>と評価している。このように『勅語衍義』は、なかば官製の性格を付与され、教科書検定制度の下、検定修身教

\*慶應義塾大学大学院社会学研究科教育学専攻（日本教育史）

科書として中学校、師範学校において使用されたのであった。

『勅語衍義』の執筆者である井上は、「教育勅語の公定解説者」<sup>3)</sup>ともいうべき役割を担い、勅語の精神をめぐってキリスト教徒との間で交わされたいわゆる「教育と宗教の衝突」論争を繰り広げるなどその後の日本の教育界に大きな影響を及ぼしていくが、明治末年には第二期国定修身教科書の解説・普及を契機に鼓吹される「国民道徳論」の中心的唱道者の一人として、穂積八束、吉田熊次らとともにわが国固有・特有の「国民道徳」を徳育の中心に位置付けようとする自らの立論を提唱する。

井上の「国民道徳論」が纏められ、高等学校、師範学校の教科書に採択された『国民道徳概論』（三省堂、1912年）には、「私の国民道徳概論として講義しますことも、此教育勅語の背後に横はって居る、即ちバックグラウンドとして意味されて居ることを講説する」<sup>4)</sup>ものと言及しているように、いうまでもなくその立論は「教育勅語」を前提として語られるものであった。その意味で『勅語衍義』の執筆以来、勅語体制の護持・確立といった責務は、後年の「国民道徳論」においても基本的に引き継がれていた。

ところで、井上の『勅語衍義』と「国民道徳論」の思想的関連については、従来『勅語衍義』に表明された、勅語の主意である「孝悌忠信ノ徳行ヲ修メテ、国家ノ基礎ヲ固クシ、共同愛國ノ義心ヲ培養シテ不虞ノ変ニ備フルニアリ」<sup>5)</sup>との二本柱の主張や、「国君ノ臣民ニ於ケル、猶ホ父母ノ子孫ニ於ケルガ如シ、即チ一國ハ一家ヲ拡充セルモノ」<sup>6)</sup>に代表される文言に、後年の「国民道徳論」において展開される天皇と臣民との家族的関係をわが国固有の「家族制度」によって説明し、そうした国家形態を媒介することでわが国特有の「国民道徳」が成立するとする考え方の思想的萌芽・原型を見出すことが可能であると言及されてきた<sup>7)</sup>。いわば「国民道徳論」は、『勅語衍義』の論理構成や思惟様式の結果的帰着とみなされる傾向にあった。

しかし、1891（明治24）年に発刊された『勅語衍義』と、1912（大正元）年に出版された『国民道徳概論』には、二十年近くの歳月が経過しているものの、これまでその間の井上の思想の変遷については、必ずしも十分な考察がなされてきたわけではなかった。したがって、具体的に『勅語衍義』から『国民道徳概論』へとどのような部分が一貫し、どのような部分の変容したのか、その実相・内実については不明瞭な部分が少なくない。両者の思想的関連をより鮮明な形で示すためには、その間の歴史的・社会的状況の中で、井上がいかなる教育問題に直面し、それにいかなる態度や論理をもって応答しようとしたのか、その思想の形成と展開を丁寧に読み解くことが必要であると考え。こうした分析を行うことで、明治末年の修身科を筆頭に学校教育に強く反映された「国民道徳論」の中核として指摘される「家族制度」や「忠孝一本」がどのように形成されていったのかが明らかになると考える。

そこで本稿では、『勅語衍義』刊行後、その増訂版として1899（明治32）年に刊行した『増訂勅語衍義』を中心に<sup>8)</sup>、それらの増補・改訂を丹念に吟味することから、井上の「国民道徳論」の形成過程を検討する。そして、『勅語衍義』から「国民道徳論」へと至る間の井上の思想構成は、単なる延長・連続に収束するものではなく、明治二十年代から四十年代のわが国の歴史的・社会的文脈から現出する国家的課題や教育的問題に対峙する中で繰り返し修正と改変を施されたものであったことを跡付ける。そしてこの「勅語の解説者」たる井上の立論を検討することを通じて、勅語は渙発当初から必ずしも絶対的に君臨し教育を規定し続けていたわけではなく、その在り方や内容をめぐる動揺に晒され、再編を迫られるものであったことを明らかにしたい。

上述した課題にこたえるため、以下では具体的に三つの論点を据え、分析を進めて行く。第一に、『勅

『語衍義』の中で、後年の「国民道徳論」において確立された「忠孝一本」、「家族制度」に関わって、どのような言説があらわれているのかその把握につとめる。第二に、『勅語衍義』と『増訂勅語衍義』との比較検討を通じて、両者の論理構成上の相違を明らかにする。そして第三に、その思想異同が明治末年へとむかう中でさらにどのような展開をみせるのか、その他の著作、論説等を含めつつ考察していく。なお、史料の引用に際しては、旧字体は適宜新字体に改め、仮名遣いは原文のままとした。

## 2. 『勅語衍義』の論理構成

### (1) 『勅語衍義』の基本的性格

はじめに、本書編纂の経緯について一瞥しておきたい。周知の通り、本書の編纂は、時の文部大臣芳川顕正の命によって発動され、井上が執筆者として選定されるが、作成過程においては加藤弘之をはじめ、中村正直や西村茂樹といった著名な思想家たちの意見を求めつつ、さらには天覧に供するなど、その編纂に当たっては少なくないエネルギーが注がれ、1891（明治24）年9月2日に出版された<sup>9)</sup>。そして教科書検定制度の下、同年9月28日に「訂正再版」され、同年10月6日、「倫理」、「修身」科の「教科用図書」として検定を受け<sup>10)</sup>、同年10月10日第2486号『官報』の「公告」上において、検定を経たことが記載された<sup>11)</sup>。こうして『勅語衍義』は、検定済修身教科書として学校教育において使用されることとなるのであった。

さて、『勅語衍義』の構成及び内容についてであるが、その体裁は上下2冊となっており、はじめに文部大臣芳川顕正の「叙」と「訓示」があり、次に井上の「叙」、そして本文が叙述される様式となっている。本文については、「教育勅語」を計21節に区分けし、各節に対する見解を披瀝する形となっている<sup>12)</sup>。以下ではまず、井上が本書全体をどのような立場ないし視点で論じているのかを描出する。

まず井上は、「叙」において「教育勅語」に関して「我が邦人ハ、今日ヨリ以往、永ク之レヲ以テ国民的教育ノ基礎トセザルベカラザルナリ」<sup>13)</sup>とし、次のように語っている。

蓋シ勅語ノ主意ハ、孝悌忠信ノ德行ヲ修メテ、国家ノ基礎ヲ固クシ、共同愛國ノ義心ヲ培養シテ、不虞ノ變ニ備フルニアリ、我が邦人タルモノ、盡ク此レニ由リテ身ヲ立ツルニ至ラバ、民心ノ結合、豈二期シ難カラシヤ<sup>14)</sup>

すなわち、勅語の旨趣は、「孝悌忠信」と「共同愛國」にあり、この両者によって民心の結合が図られるというのである。その上で本書の特色は、旧来の学者が「孝悌忠信」の重要性を既定的に論じ、「共同愛國」についてはこれを説く者はほとんどいなかったが、本書はそもそも両者が何故に徳義たり得るのかを明らかにしようとした点にあるとしている<sup>15)</sup>。

そして、人の徳義たる「孝悌忠信」と「共同愛國」について、さらに次のように続ける。

孝悌忠信、及び共同愛國ノ主義ハ、一日モ国家ニ欠クベカラザルコトニテ、時ノ古今ヲ論セズ、洋ノ東西ヲ問ハズ、凡ソ国家ヲ組織スル以上ハ、必ズ此主義ヲ実行スルモノナリ、我が邦人ノ如キモ、太古ヨリ以往、未ダ曾テ一日モ孝悌忠信、及び共同愛國ノ精神ヲ放棄シタルコトナシ<sup>16)</sup>

つまり、両者はわが国において旧来から実践されてきた徳義であるが、必ずしもわが国特有の徳義と

いうわけではなく、およそ国家を組織している以上、時代や場所を超越したものであると述べる。ただし、その現実の実施方法については、「抑々徳義ノ精神ハ、古今同一ニシテ、少シモ変更スルコトナキモ、其之レヲ實際施行スルノ情状ハ、時世ニ随ヒテ変更セザルヲ得ズ」<sup>17)</sup>として、時勢の実情を考慮すべきであると付言している。

しかし、井上のわが国に対する現状認識は、維新以来一方で欧州の文物を善としてことごとく採り入れ、他方で東洋の事物は陳腐であるとしてことごとく退けた結果、東洋古来の徳教を棄てるに至り、民心はその従うところを喪失しているというものであった。だからこそ「教育勅語」の下った今、その主意である「孝悌忠信」、「共同愛国」を二本柱に「国民的教育」をあらためて実施するならば、民心の結合は容易であると「叙」を結んでいる<sup>18)</sup>。もっとも、本書に関して井上は「然レドモ余ハ未ダ此書ヲ以テ完全無欠ナリトセズ、今ヨリ広ク世人ノ論評ヲ請ヒ、以テ益々之レヲ改訂増補センコトヲ冀望スルモノナリ」<sup>19)</sup>と、その内容については十分な納得はしておらず、今後増補・改訂する旨を示唆するのであった。

以上のように井上は、『勅語衍義』の基本的立場を表明するのであったが、実際の本文の内容は、各節に対してそれぞれ注釈を行う形をとっている。こうした構成にあつて、「我カ国体ノ精華ニシテ教育ノ淵源」として一貫して主張されるのが、忠孝道徳であった。「凡ソ教育ハ尤モ国民的并ニ歴史的ノ思想ニ基キテ之レヲ定メザルベカラズ、然ルニ我邦ニハ古来忠孝ノ教アリテ存ス」<sup>20)</sup>というように、わが国旧来からの教育思想としての忠孝は、教育の根本とすべき道徳として論じられるのである。以下では後年の「国民道徳論」においても教育方針の基盤に据えられるこの忠孝道徳に力点を置き、その意味内容や特質について検討する。

井上のいう忠孝は、父母に孝道を、君主に忠義を尽くすという単純な徳目の実践を説く論理に終始するものではない。例えば、「国君ノ臣民ニ於ケル、猶ホ父母ノ子孫ニ於ケルガ如シ、即チ一國ハ一家ヲ拡充セルモノニテ、一國ノ君主ノ臣民ヲ指揮命令スルハ、一家ノ父母ノ慈心ヲ以テ子孫ニ吩咐スルト、以テ相異ナルコトナシ」<sup>21)</sup>と、国君と臣民の関係を父母とその子孫という関係に擬えると同時に国は家を拡大したものと捉える国民像・国家像を提示した上で、「爾臣民父母ニ孝ニ」と説くのである。あるいはまた、「忠孝彝倫ノ教ハ、臣民ノ常ニ由リ従フベキ道ニシテ、皇室祖先ノ立テラレシ所」<sup>22)</sup>のものであるとし、「臣民タルモノガ 皇室ノ 御祖先ヲ崇敬スルハ、本ト国君ニ盡クスベキ忠義ノ心ニ出ズ……国君ニ忠義ヲ盡クスノ心アルトキハ、国君ヲ崇敬スルノ餘、併セテ国君ノ先祖ヲモ崇敬スルノ念慮ヲ生ズルハ、亦是レ必然ノ勢ナリ」<sup>23)</sup>と解説し、臣民として国君（皇室）に忠義を尽くす精神は、必然的に国君の先祖を崇拜する思念にも結び付くと言うのである。そしてこうした特徴を持つ忠孝を指摘した上で、

忠孝ノ教ハ、実ニ我邦古来ノ習慣ニ適シ、立国ノ基礎トシテ必要ナルモノナリ、然レバ教ノ舊キヲ以テ之レヲ厭棄スルハ、抑々又自己ノ謬誤ニ出ズルモノト謂フベキノミ<sup>24)</sup>

とわが国における忠孝の教えの必要性を論じる。

しかし井上は続けて、

又教ノ人倫交際ニ関シテ、社会成立上必然ノ勢ニ因リテ成ルモノハ、如何ナル国ニアリテモ、其国

ガ文化ニ進メル以上ハ東西ノ別ナク、中外ノ差ナク、総ベテ同様ノ事情ヲ有スルモノナリ、即チ孝悌忠信ノ如キハ、如何ナル国ニアリテモ、同ジク称揚スベキ徳義ニシテ、独り我邦ニ限ルモノニアラザルナリ<sup>25)</sup>

と「叙」においても言及していたように、「孝悌忠信」は決してわが国独自の徳義というわけではなく、古今東西を問わない道徳として主張するのであった。

『勅語衍義』の論理構成の基軸は、「孝悌忠信」と「共同愛国」に置かれたが、その具体的内容は教育の中で伝統思想たる忠孝道徳の維持、ひいてはその推進を説き、国民教育の指針として打ち出すものであった。ただし、忠孝はわが国に旧来より存在する伝統道徳であると同時に普遍道徳として解釈されている点に留意しておきたい。

## (2) 『勅語衍義』の補完

しかし、『勅語衍義』における所論も、井上自身既述していた本書の増補・改訂の必要が、実際その後生起し、その意識は次第に増幅していったと考えられる。というのも、『勅語衍義』刊行後の「教育と宗教の衝突」論争は言うに及ばず、1894（明治27）年からの日清戦争は、わが国に大きな社会変化を齎した。わが国はこの対外戦争を乗り切るものの、結局三国干渉により苦渋の決断に至った。この結果湧き起こった国内の反発に対し、政府は「臥薪嘗胆」をスローガンにし、日露開戦に備えての富国強兵に世論の関心を向けさせ、軍備拡大につとめたのであった。一方で、この大戦から得た賠償金を財源に1897（明治30）年には金本位制を採用し、資本主義経済が成立するなどわが国の産業社会は飛躍的發展を遂げた。

こうした戦後社会を背景に学校教育においては就学率の上昇、とりわけ中等・高等教育への教育機会の拡大が齎された。そして教育制度の整備が図られる中、井上は新たな修身教科書を編纂する。1897（明治30）年4月『新編倫理教科書』が刊行された<sup>26)</sup>。本書の冒頭には、

余曩きに勅語衍義を著はして、此需用を充さんとせり。然れども其書僅に二巻なるが故に尋常中学校の初年には之れを用ふべきも、其餘の四年に通じて用ふるには不足なりとす。因りて頃ろ文学士高山林次郎氏と相謀り、我邦今日の状態に適切なる倫理教科書を編成せんと欲し、?々会合して此事を論じ、遂に此書五巻を著はし、題して新編倫理教科書と云ひ、以て聊教育界の欠点を補はんと欲す<sup>27)</sup>

と、本書出版の動機が記され、本書が現今の中学校の授業の編成課程に適合した構成・内容として編集されたことが語られている。そして、「例言」で「本書五冊の中首巻は勅語衍義と併せ講ずるを好しとす、何となれば該巻は殊に勅語の順序に随ひて説述したればなり」<sup>28)</sup> というように、本書を『勅語衍義』の補完的な述作と位置付けている<sup>29)</sup>。

結論を急ぐならば、本書の主眼は、従前の『勅語衍義』で明示された「孝悌忠信」及び「共同愛国」を「道徳の標準」とした「国民的道徳」の確立による民心の結合を主張するものであった<sup>30)</sup>。その意味では、『勅語衍義』の課題意識は本書にも通底していた。

しかしながら、そうした結論に至る過程には、『勅語衍義』には窺い得ない論調の変化や新たな言説

も見出せる。具体的には、

我邦固有の道德は、忠孝の二字を以て之を表はすことを得べし、是れ我帝国の特殊なる建国の事情、及び歴史、君民の關係、及び家族制度のおのずから然らしむる所にして、欧米諸国に絶て見ざる所なり、忠と孝とは實に我邦道德の二大基礎にして、一切彝倫の由て来る所なり<sup>31)</sup>

との発言に顕著なように、欧米諸国を意識した上で忠孝道德をわが国特有の国体に基づく固有の道德として強調する論調になっている。そうした傾向は、勅語に対して「教育の勅語は、我国体の特性を明かにし、忠孝二徳の我邦倫理の根本たることを示し給へり」<sup>32)</sup>との文言にも明らかである。井上によれば、こうしたわが国の国体と忠孝道德は、

国は即ち大なる一家なり。皇室は即ち家長にして、臣民は即ち子弟なり。故に是を一家に施して孝なる所以は、即ち一国に施して忠なる所以なり。忠と孝とは其名称異なれども、その精神は全く相同じ。只彼は一国に於てし、此は一家に於てするの別あるのみ<sup>33)</sup>

と述べるように、わが国は国家それ自体が一つの大きな家というべき国家形態を成すゆえ、一家への孝と一国への忠は、名称こそ異なるもののその精神は同一であると把握されるのである。したがって、わが国には旧来より「君民一家、忠孝一致の美風」<sup>34)</sup>が醸成され、またそれが今後の国家発展にとってさらなる発達が期待されるものと説いている。

こうして新たに刊行された教科書は、『勅語衍義』をより实际的に学校教育に適應するように作成されたものでありつつ、日清戦後の産業革命の進展や資本主義の発展によって急速な国際化が進む中、日本国民としての自覚と認識を促すべくわが国固有の国体や道德などの独自性というものを押し出す特色を有したものであった<sup>35)</sup>。そのわが国の独自性は「君民一家」や「忠孝一致」といった言葉で言い表されるのであった。

### 3. 『勅語衍義』の増補及び改訂

#### (1) 『増訂勅語衍義』の論理構成

『勅語衍義』は、中学校、師範学校の検定修身教科書に採択された影響もあり、次々に版を重ね、1898(明治31)年までに23版が出版されるに至っていた。しかし、勅語体制は順調に定着していたわけではなかった。1894(明治27)年10月に誕生した第二次伊藤博文内閣の文相西園寺公望が、いわゆる「新教育勅語」<sup>36)</sup>の必要性を構想したことに知られるように、この時期勅語の改訂ないしは追加などを模索する動向が存在していた<sup>37)</sup>。結果的に計画は頓挫するものの<sup>38)</sup>、こうした動向は井上をあらためて勅語体制の徹底・強化に向かわせたと思われる。一連の事態の収束を見計らったかのように、井上は1899(明治32)年3月28日、『勅語衍義』の増補・改訂版として『増訂勅語衍義』を出版した。

本書の体裁及び形式は、基本的に初版を踏襲しており、各節に対する見解が加えられた形となっており、分量的には初版に比し、およそ1.25倍となっている。また、増訂版は初版と同様に、1900(明治33)年2月17日第4986号『官報』の「公告」上において、検定を経たことが記され、中学校、師範学校の検定教科書となるのであった<sup>39)</sup>。

さて、『増訂勅語衍義』の内容についてであるが、まず「序」において、初版から増訂版への執筆の経緯について「撰述ノ際慎重ニ慎重ヲ加ヘタリト雖モ、今日ニ至リテ更ニ之レヲ閲読スルニ、訂正スベキモノ、増補スベキモノ、削去スベキモノ、勝ゲテ数フベカラズ、是ヲ以テ頃口僅ニ業務ノ餘暇ヲ偷ミ、多少ノ修正ヲ為スヲ得タリ、故ニ之レヲ名ヅケテ増訂勅語衍義ト云フ」<sup>40)</sup>と、今日的観点からすれば、初版には不適切な部分が多く、修正の余地があるとして増補・改訂へ踏み切ったと端的に叙述している。

ただし、本書の基本的立場は、「孝悌忠信」と「共同愛國」が「国民的教育」の基礎に置かれるべきこと、さらに両者が普遍的な徳義として掲げられている点は初版と変わっていない<sup>41)</sup>。したがって、前者については「忠孝ノ道ヲ尽クスハ、即チ我邦ノ名譽ニシテ、其万国ニ卓絶スル所以、実ニ此ニ存ス、是故ニ我邦ノ教育ハ、此ニ基キテ施サザルベカラズ」<sup>42)</sup>と、初版と同様に忠孝道徳を教育の根本とすべきことが説かれる。一方後者については、

愛國ノ精神ハ、国家ヲ継続シ、経営シ、發達スルニ必須ナル要素ナルガ故ニ……一切外国ヲ侮蔑シ、独リ我国ノ尊大ヲ主張シ、愛國ヲ以テ内尊外卑ノ一偏ニアリトスルモノハ、抑々真正ノ愛國ヲ誤解セルモノニシテ、其狹隘固陋、寧口嫌惡スベシトナス、真正ノ愛國ハ世界ノ人道ト戻ラザルモノナリ<sup>43)</sup>

と「愛國ノ精神」は、国家の継続に必要な不可欠のものであるが、決して「内尊外卑」の偏狭な性質のものではなく、「世界ノ人道」と矛盾しないものであると明言されている。

しかし、本書には、日清戦勝を経て、アジアの近代国家としての自負を持ちつつあったわが国が、欧米列強を中心とする諸外国に伍して行くため、先の民心の結合による確固たる国家の確立を目指す中で強調された日本の国体及び国民の特徴・特質に関わって、さらに一歩進んだ見解が示されている。例えば、

日本民族ハ……同一ノ国土ニ住居シ、同一ノ言語、習慣、風俗、歴史等ヲ有シ……一大血族ヲ成セリ、是ヲ以テ同ジク日本民族ニ属スルモノハ大ナル家族中ノ人ノ如ク、相互ニ血族ノ関係ヲ有セリ……日本人ハ其何人タルヲ問ハズ此ノ如キ相互ノ関係ヲ有スルガ故ニ苟モ民族ノ運命ニ関スル事アラバ、己レガ一命ヲ懸ケテ国家ノ為メ鞠躬盡瘁シ、民族ノ継続及ビ發達ニ上ニ貢献スル所ナルベカラザルナリ<sup>44)</sup>

と、日本人によって構成される日本という国家は、血縁関係によって結ばれた一大家族というべき特色を持ち、そうした相互関係のゆえ、有事の際には進んで自らを捧げる精神を發揮する国民性を有しているというのである。

こうした国家と国民の家族的な関係はさらに、

我日本ノ国家ハ古来家族制ヲ成シ、国ハ家ヲ拡充セルモノニシテ、家ハ国ヲ縮少セルモノナリ、家ニアリテハ家長之レガ主タルガ如ク、国ニアリテハ国君之レガ主タリ、家長ノ家ニ於ケルト、国君ノ国ニ於ケルト、其関係異ナル所ナシ<sup>45)</sup>



と述べられ、わが国では古来より国と家は、拡大・縮小の関係で把握され得るものであり、こうした「家族制」に基づいて、子弟は家にあつては家長に、国にあつては国君に服従する結果、「即チ孝ヲ拡充シテ直ニ忠トナスヲ得ベキナリ、忠ト孝トハ其名異ニシテ其實一ナリ、是故ニ是レヲ忠孝一本ト称スルナリ」<sup>46)</sup>と、服従という同一の精神から孝と忠が連結する「忠孝一本」という道徳が成り立つことが指摘されるのであった。

とはいえ、井上によると「家族制」を有していれば、直ちに「忠孝一本」が実現するというわけではなく、それにはさらに次のような要因の有無が決定的な役割を果たすという。

忠孝一本ノ主義ハ、我日本ノ国家ヲシテ永遠ニ継続繁栄セシムル所以ナリ、蓋シ祖先教ノ行ハレザル所ニアリテハ、忠孝ハ何等重要ノ指趣ヲモ有セズ、然レドモ、我邦ノ如ク祖先教ヲ基礎トシテ成立スル国家ニアリテハ、忠孝ハ実ニ深遠ナル指趣ヲ有ス、孝ナケレバ一家ノ滅亡期シテ埃ツベキガ如ク、忠ナケレバ一國ノ運命亦危カラズトセズ<sup>47)</sup>

つまり、「忠孝一本」が成立するには祖先崇拜の観念が必須であり、これ無くしては忠孝に深遠な意味は付与されず、祖先崇拜の精神を基礎とした国体を有するわが国だからこそ、忠孝は国家の継続及び繁栄を左右するほどの重要な道徳であるというのである。

初版において、わが国の伝統道徳であり普遍道徳であるともされた忠孝は、増訂版では、わが国特有の「家族制」という国家形態と祖先崇拜の精神が導出されることによって、両者が一本化された「忠孝一本」として論及されるに至るのであった。

このように、井上は『増訂勅語衍義』において、従前の『勅語衍義』で支柱として掲げた「孝悌忠信」、「共同愛国」を継承しつつも、具体的には日本という国家特有の「家族制」や「忠孝一本」という独自性を打ち出す形で、自らの勅語理解・解釈の再構成を図るのであった。

## (2) 『勅語衍義』の限界

しかし、井上は『増訂勅語衍義』に対して、

未だ意に満たないところがあるから、更に全面的に訂正したいと思つた。しかし深く考へて見れば、勿論私著とは言へ、既に天覧を仰いだものを恣に改訂し、原版と余り異つた内容になることは畏れ多いとの感じがしたので、出版書肆に対し、『勅語衍義』の発売を暫く止めてくれと言つてこれが流布を見合わせることにした。これ、『勅語衍義』が一旦絶版になつた所以である<sup>48)</sup>

と述懐しているように、本書のさらなる訂正を視野に入れていた。しかし、編纂過程の事情も考慮し、結果的に本書に絶版という処置を講ずるのであった。

一方で井上は、1900(明治33)年4月、修身教科書調査委員に就任し<sup>49)</sup>、国定修身教科書の編纂に携わる傍ら、自ら修身教科書を多数執筆していく。そして1902(明治35)年12月、『中学修身教科書』が刊行された。同年にはいわゆる教科書疑獄事件が起り、翌1903(明治36)年に、教科書制度は検定制から国定制へと移行する<sup>50)</sup>。こうした教科書制度の変革期の中で、井上はさらに同年4月に『中学修身教科書』、6月に『中学修身教科書 倫理篇』を出版した。これらは検定修身教科書として中学校で使

用されることとなった<sup>51)</sup>。1902（明治35）年2月には「中学校教授要目」が制定され教科内容が明確化されるなど、勅語体制の確立に向けて教育内容の規制も強められていった。

こうした教育情勢を背景に、井上は教科書の編纂に従事するのであるが、例えば、1902（明治35）年刊行の『中学修身教科書』の「緒言」には、「我が邦に於ける修身科は勅語の主意に本づき、我が邦の事情を参酌して、之を教授せざるべからず」<sup>52)</sup>と、あらためてその編纂姿勢が勅語に基づくことが明記されている。

ただし、その内容は、「我が日本の国家は、古来家族制を成し、国は、家を拡充せるものにして、家は国を縮小せるものなり」<sup>53)</sup>との理解から

家に在りては、家長に服従し、国に在りては、其の家長に服従する心を以て、国君に服従すべし。是孝を移して、忠となすものにて、畢竟忠と孝とは、其の名異にして、其の実一なるが故に、是を忠孝一本と称す<sup>54)</sup>

や、その「忠孝一本の主義は、我が日本の国家をして、永遠に継続繁栄せしむる所以」<sup>55)</sup>であるものの、

蓋し祖先教の行はれざる所に在りては、忠孝は何等重要の旨趣をも有せざれども、我が国の如く、祖先教を基礎として成立したる国家にありては、忠孝は実に深遠なる旨趣を有す<sup>56)</sup>

と、『増訂勅語衍義』に認められる同趣旨の言説が提示されている。

とはいえ、その内容構成には、具体的な日々の学校生活における規範・規則を示した「生徒心得則」をはじめ、「衛生に関する心得」として「衣類の清潔」や「住居の清潔」、「起居動作に関する心得」として「言語」や「挙動」等の徳目を修身科の授業時間数に充当するよう列举し、必ずしも勅語に直接はあらわれていない徳目についても詳細且つ多くの紙幅をさいている。このように本書は、従来からの論旨に加え、実際の修身科や生徒の日常に即した内容が盛り込まれて作成されていた<sup>57)</sup>。

以上のように井上は、『勅語衍義』以降、『増訂勅語衍義』及び別の修身教科書を出版していた。それらの論理構成は、初版の主意を受け継ぎながらも、忠孝道徳や国体観念については「家族制」や「忠孝一本」などの概念に変化を遂げた。すなわち、井上の勅語解釈・理解は、『勅語衍義』によって確定化、既定化したものではなく、日清戦争以降の時代変遷の中で幾度も修正が施されていくのであった。そして、『増訂勅語衍義』で表明され、後の「国民道徳論」においても中心概念となる「家族制」、「忠孝一本」は、日露戦争以降、井上の諸論説においてさらなる思想展開の様相をみせるのであった。

#### 4. 「国民道徳論」との思想的関連

##### (1) 「家族制度」論の展開

1904（明治37）年、三国干渉以来、仮想敵国とみなされていたロシアとの日露戦争が勃発した。最終的にこの戦争を乗り切ると、大国ロシアを打ち破ったと考え、いよいよ欧米列強と肩を並べ得るに至ったとみなした際に、その主要因をわが国の教育に求める機運が起り、その特徴を論議する風潮が生じた。井上もまた、こうした日露戦争後の状況を背景に、わが国の教育、とりわけ徳育上の特質として、「家族制」や「忠孝一本」について立論を展開していくのである。

例えば、1906（明治39）年発表の「日本に於ける徳教の位置」において井上は、わが国の徳教の中心が「古来歴史的に民族間に発達せるところの国民道徳と云ふもの」<sup>58)</sup>にあるとし、その真髓・骨子を「忠孝一本の主義」<sup>59)</sup>と論じた。井上によれば、忠孝の教えを説くのはそもそも儒教であったが、それは本国中国においては十分に達成されること無く、わが国において実現されたという。というのも、中国はしばしば朝廷が変更したが、わが国は建国以来、忠義を尽くす対象が歴史的に一貫して存続してきたため、同時にその精神は歴史的に強力になっていったというのである。そして、先の日露戦の勝因はまさに「忠孝一本」というわが国特有の「国民道徳」の発揮によって齎された勝利であると宣言している<sup>60)</sup>。

この「忠孝一本」の「国民道徳」が成立する根拠とされる「家族制」については、1906（明治39）年発表の「家族制度と個人主義」において進展をみせている。まず井上は、西洋と日本の社会組織の相違について、その根本を西洋が個人に置いているのに対し、日本は古来より家族に置いてきたとの認識から、日本の社会組織の基礎は「家族制度」<sup>61)</sup>にあるとしている<sup>62)</sup>。家長が一家を統率していくという「家族制度」は、元来日本の歴史的伝統・習慣として存在してきたものであり、それは現行の法制にも明示されていると指摘する<sup>63)</sup>。井上によれば、日本の家族とは現在の成員だけではなく、その家族の先祖も含んで構成されるため、「家族制度」は家長を中心とした家族と祖先との代々の結び付きも尊重し、その結果として祖先崇拜の精神を涵養してきたともいう。そしてこうした日本特有の社会組織こそが、「忠孝一本」という道徳を発達させる土壌であったと論じるのであった<sup>64)</sup>。

こうして井上はわが国の国家形態を「家族制度」という概念によって説明していくようになるが、それは1911（明治44）年発表の「我が國體と家族制度」においてさらに展開する。井上は、わが国の「家族制度」は厳密には二種あるとし、ひとつは「個別家族制度」、もうひとつは「綜合家族制度」と述べる<sup>65)</sup>。井上は、前者を家長が中心となって統率される個々の家族、後者を個々の家族が集合した天皇を家長とする一大家族であると言及している。そして、「君臣一体となつて一家族の如くにして継続」<sup>66)</sup>してきた「綜合家族制度」こそ、わが国の「家族制度」の一大特色とみなすのである<sup>67)</sup>。したがって、わが国の国体と密接に関連する「綜合家族制度」の存在こそが、わが国に忠君の観念を発達させ、強固な君臣関係を維持させてきた所以であるというのであった<sup>68)</sup>。

以上のように、『勅語衍義』に見て取れた国君と臣民の関係を父母と子孫との関係に擬え、また国は家を拡大・延長したものと捉える思惟様式は、以降徐々に「家族制度」としてその意味内容や論理構造が具体化・詳細化された。さらには、国家とは一家が結合した一大家族であるとみなし、その家長を天皇に据えることで、一家の父子間における孝は、国家の君臣間における忠にまで連続するという「綜合家族制度」として結実した。わが国の「忠孝一本」という「国民道徳」は、こうした「家族制度」に立脚して成り立つことが解説されるのであった。

## (2) 「国民道徳論」への接続

このように井上の思想構成の試みが、日清・日露両大戦を経ていく中で行われていくが、明治四十年代に入ると、1908（明治41）年10月13日に「戊申詔書」が渙発されたことに象徴されるように、にわかには頭上してきた個人主義や社会主義といった思想潮流によって国民思想は多様化していた<sup>69)</sup>。こうした中で国民思想の統制を図るべく、同年には第二期国定修身教科書の使用が開始され<sup>70)</sup>、これを基盤とする勅語体制のさらなる徹底・強化が「国民道徳論」と称して提唱されていくこととなるのである。そ

の端緒としては、1910（明治43）年12月に文部省が全国の師範学校修身科担任教員を招集して開いた講習会における、当時東京帝国大学教授であった井上、穂積、東京女子高等師範学校教授であった吉田の講演が知られるが<sup>71)</sup>、これを皮切りに文部省主導の下、三者に代表される「国民道徳論」が鼓吹される<sup>72)</sup>。このように井上にとって、勅語に基づく徳育の確立という明治二十年代以来担ってきた責務は明治四十年代に入っても変わらなかった。それゆえ、『勅語衍義』をはじめとする諸著作の中でこれまで明らかにしてきた所論は、「国民道徳」を標榜する論考の中に組み込まれる形で論じられていく。

例えば、1911（明治44）年5月、東京府主催の修身科講習会において井上、穂積、吉田の三人が講演を行い、井上は「国民道徳大意」と題して講演する<sup>73)</sup>。そのなかで井上が、わが国の「国民道徳」を述べる部分は、とりわけ「家族制度」と「祖先崇拜」について語った部分に集約されている。井上はまず、両者の関係を「一つ丈けあると云ふ事は決してない、共にある性質のものであります、祖先崇拜の風俗がない所には家族制度はない、家族制度のある所には必ず其背後に祖先崇拜と云ふものがある」<sup>74)</sup>と不可分離の関係と説く。そして「さう云ふ社会組織のある所からして、日本の従来の国民道徳と云ふものが出来て」<sup>75)</sup>きたとし、「忠孝一本」を導き出している。ただし、忠孝という道徳それ自体は「真心」や「愛」に解釈し得る広範な道徳でもあるという<sup>76)</sup>。井上は、「家族制度」と「祖先崇拜」の両立によって形成される「忠孝一本」という「国民道徳」の長所として、「結合一致と云ふことが能く出来る、非常に能く統一することが出来る」<sup>77)</sup>点を指摘し、これは「個別家族制度」のみの中国や、個人主義の西洋では容易なことではなく、この長所こそ先の大戦の戦勝要因であり、ひいては今後の国家発展の源泉であると言うのであった。

また、井上は1911（明治44）年8月に、和歌山県東牟婁郡古坐町において、県知事、郡長の依頼によって、紀伊教育会東牟婁支会で三日間にわたって講演している<sup>78)</sup>。その論旨は、「教育勅語」を「国民教育並に此国民道徳と云ふものが総て此内に列挙して」<sup>79)</sup>あるものと捉え、今回の「国民道徳」に関する講演は換言すれば「教育勅語の解釈と見て善い」<sup>80)</sup>という発言に尽きている。地方の教育会という事情も考慮してか、そこで論じられるのは、「教育勅語」の背後に「家族制度、祖先崇拜、さう云ふものがあると解釈しなければならぬ」<sup>81)</sup>点や、この「家族制度」、「祖先崇拜」の行われている所に忠孝道徳が生ずることなど、井上従来の所論の要点が凝縮された内容となっている。忠孝道徳については、孝道は中国や西洋においても存在し、忠義は「一国の君主に対して本務を尽すと同じ訳である、唯国と制度の違いある丈である」<sup>82)</sup>と注記しているものの、わが国の「家族制度」には「個別家族制度」、「綜合家族制度」が存在し、この国家形態の存在によって忠孝道徳が「忠孝一本」として成り立つという、この時期に至っての見解も明確に反映されている<sup>83)</sup>。

このように井上の「国民道徳」と銘打った講演を紐解いてみると、そこで持ち出される「家族制度」、「祖先崇拜」、「忠孝一本」等の言説、そしてそれらをわが国固有の道徳・観念とみなし、国民統合の求心力あるいは国家発展の原動力として機能することを説くのは、まさに井上の勅語解釈・理解の修正・改変の中で次第に精緻化されながら論じられていったものであった。1912（大正元）年に刊行された『国民道徳概論』は、主としてこうした井上の講演・講義録が纏められて公刊された。

## 5. おわりに

以上、本稿では、井上の『勅語衍義』及び『増訂勅語衍義』を中心とした諸論考の検討を通じて、「国民道徳論」の核心を成す「忠孝一本」、「家族制度」に焦点を当て、その形成過程を解き明かすことを試

みてきた。以下では、これまで検討してきた井上の思想形成の変遷を踏まえた上で、あらためて『勅語衍義』から「国民道徳論」へと至る中で、「家族制度」、「忠孝一本」の論理構造や思惟様式について、一貫した側面や変容した側面を概括したい。

まず「忠孝一本」については、井上は忠孝道徳それ自体を時間的・空間的なものを超越した道徳であるとする認識を一貫して保持していた。しかし、国民国家の統合を促す道徳の創出を試みる中でわが国特有の国体を持ち出すようになると、忠孝はその規定を受け、わが国固有の道徳たる「忠孝一本」として強調されるのであった。

また「家族制度」については、井上は国君と臣民の関係を父母と子孫との関係に擬える思惟様式を徐々に概念化していき「家族制度」として説明するようになる。さらに井上は、万世一系の皇統が一家における家長の如き一大家族の体をなすわが国は「綜合家族制度」に立脚して成り立っていると指摘した。そして、この「綜合家族制度」という論理を援用することで、孝と忠は一本化されたわが国特有の「国民道徳」たる「忠孝一本」として主張されるのであった。

井上は、『勅語衍義』や修身教科書の編纂によって、勅語の普及・浸透に務めるべく「勅語の解説者」としての役割を果たしていくが、日清・日露の両大戦を契機に現出する様々な国家的課題や教育的問題に直面する明治二十、三十年代のわが国にあって、常にそれらと向き合う思想的営為の中で、「家族制度」や「忠孝一本」を作り出していったと考える。そしてその成果は、明治四十年代に入ると国定教科書を基盤とした修身教育の理論的提唱者としての役割を担っていく中で、「国民道徳論」へと組み入れられ、接合していくのであった。

換言すれば、井上の「国民道徳論」の形成過程は、めまぐるしく変貌を遂げる時代状況を背景に、勅語の在り方や内容をめぐる問題や限界を目の当たりにする中で、その機能を十全に発揮させるべく、自らの勅語解釈・理解を不断に再構成する作業の連続であったといえる。ただし、留意しなければならないのは、明治末年に一応の到達点に行き着く「国民道徳論」であったが、『国民道徳概論』も『勅語衍義』と同様に、大正期以降の情勢の中で幾度の修正と改変が加えられていく、ということである。しかし、「国民道徳論」のその後の思想展開に関する検討については稿をあらためて論じることとしたい。

#### 注

- 1) 文部省「聖訓ノ述義ニ関スル協議会報告」中の「附録一、教育勅語衍義書目録」によれば、1890（明治23）年から1939（昭和14）年までの間に刊行された「衍義書」として306冊が挙げられている（佐藤秀夫編『続・現代史資料9 教育 御真影と教育勅語2』みすず書房、1996年、411-418頁）。
- 2) 海後宗臣「教育勅語渙発以後に於ける小学校修身教授の変遷」（『海後宗臣著作集』第六巻、東京書籍、1981年、506頁）
- 3) 森川輝紀『国民道徳論の道一「伝統」と「近代化」の相克一』三元社、2003年、14頁。
- 4) 井上哲次郎『国民道徳概論』三省堂、1912年、13頁。
- 5) 井上哲次郎『勅語衍義』敬業社等、1891年、叙3頁。
- 6) 同上、10-11頁。
- 7) 石田雄『明治政治思想史研究』未来社、1954年、6-7頁、107-108頁。松本三之介『明治思想における伝統と近代』東京大学出版会、1996年、24-25頁、32-33頁。
- 8) 井上が『勅語衍義』の増補・改訂版として刊行した『増訂勅語衍義』（文盛堂他）に着目し、初版と増訂版との異同について検討した数少ない論考の一つに、籠谷次郎の「井上哲次郎の『教育勅語』解釈の変遷」がある（今井林太郎先生喜寿記念論文集刊行委員会編『国史学論集』今井林太郎先生喜寿記念論文集刊行会、1988年所収）。籠谷の主題は、従来の「教育勅語」研究で提示された勅語解釈の変遷の中で、井上の解釈がどのように位

置付けられるのかという点に置かれ、明治十年代には個々の徳目の「逐条解釈」に終始していたものが、明治末年には勅語全体を捉えての「統一的解釈」へと至ることが明らかにされている。籠谷の論考は、こうした井上の勅語解釈の位相に関して、同時代の一般的解釈と比較している点など、示唆に富む部分が少ないものの、後述する本稿の主題である、『勅語衍義』（増訂版も含め）と後年の井上の「国民道徳論」との思想的関連を直接研究対象としたものではない。本稿は『勅語衍義』を、勅語解釈の変遷史という観点からではなく、「国民道徳論」の形成過程の一端を示す著作という視座から捉え、初版と増訂版の異同・相違について検討する。

- 9) 稲田正次『教育勅語成立過程の研究』講談社、1971年、337-341頁。なお、編纂過程については、井上哲次郎『懐旧録』（春秋社松柏館、1943年）や、巽軒井上哲次郎『井上哲次郎自伝』（富山房、1973年）に井上自身の言葉によって記されている。
- 10) 文部省『師範学校・尋常中学校・高等女学校検定済教科用図書表』自明治十九年五月至明治三十一年三月、文部省図書局、1898年、2頁。
- 11) 『官報』第2486号、1891年10月10日、114頁。先述したように、勅語の「衍義書」は、渙発直後から刊行され、『勅語衍義』が刊行されるまでの間に30冊近くが出版されていたことが確認できるが（長江弘晃「教育勅語衍義書の一考察（1）—西洋人名記載書を中心に—」日本大学教育制度研究所『日本大学教育制度研究所紀要』第20集、1989年、164-165頁）、1898（明治31）年までの間に限れば、検定を経た修身教科書のうち、いわゆる「衍義書」は、『勅語衍義』と那珂通世・秋山四郎『教育勅語衍義』（1894年）の僅か2種であった（前掲『師範学校・尋常中学校・高等女学校検定済教科用図書表』、1-2頁）。つまり『勅語衍義』は、多くの「衍義書」中にあって数少ない検定教科書の1つであった。
- 12) こうした体裁・構成は『勅語衍義』に限らず他の「衍義書」もおおよそ同様であった。
- 13) 前掲『勅語衍義』2頁。
- 14) 同上、3頁。
- 15) 同上、4頁。
- 16) 同上、4-5頁。
- 17) 同上、5頁。
- 18) 同上、7頁。
- 19) 同上、8頁。
- 20) 同上、10頁。「此レ我カ国体ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦実ニ此ニ存ス」
- 21) 同上、10-11頁。「爾臣民父母ニ孝ニ」
- 22) 同上、下巻、49頁。「斯道ハ実ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スベキ所」
- 23) 同上、49-50頁。
- 24) 同上、52頁。
- 25) 同上。「之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス」
- 26) ちなみに本書は、1898（明治31）年12月26日「訂正再版」、1899（明治32）年1月10日に検定を経て、その後中学校及び師範学校の修身・倫理科の検定教科書となっている（文部省『師範学校・中学校・高等女学校検定済教科用図書表』自明治十九年五月至明治三十二年四月、文部大臣官房図書課、1899年、2頁、自明治三十四年一月至明治三十五年三月、文部省総務局図書課、1902年、1頁）。
- 27) 井上哲次郎・高山林次郎著『新編倫理教科書』巻一、金港堂、1897年、3頁。
- 28) 同上、1頁。
- 29) 具体的には、巻一、二は、「自制」、「勇気」や「父母」、「兄弟」及び「朋友」に対する「義務」等の個人道徳を、巻三、巻四は、「社会」、「国家」に対する「義務」等の国家道徳を、学年及び授業時間数も考慮に入れてそれぞれ配列し、基本的にはそうした個々の徳目の実践を説く内容となっている。
- 30) 前掲『新編倫理教科書』、巻四、51頁。
- 31) 同上、首巻、6頁。
- 32) 同上、6-7頁。
- 33) 同上、13-14頁。
- 34) 同上、14頁。
- 35) こうした性格の教科書であった要因としては、共著者の高山の影響が少なからずあったものと思われる。高山は東大文科大学を卒業し、この時期雑誌『太陽』の編集主幹として、戦後社会を背景に、わが国の国民的特性に基づいた精神の発揮を主張する「日本主義」を標榜した論説を発表していた。井上もこの時期『太陽』に

「戦争後の学術」等の論説を寄稿しており、このような両者の関係・経緯もあり、わが国の固有性なるものを示した教科書が作成されたと考えられる。

- 36) 詳細については、小股憲明「日清・日露戦間期における新教育勅語案について」(京都大学人文科学研究所『人文学報』第64号, 1989年)を参照されたい。
- 37) 井上自身もこうした状況を把握していた。1899(明治32)年12月,「現在の倫理教育」(『日本之小学教師』第1巻第10号)において,今日の倫理教育が不充分なものであるとの認識は自身も含め多くの教育関係者によって共有されたものであると述べている。
- 38) こうした動向の挫折要因については,勅語渙発時の文部大臣芳川顕正をはじめ,保守派や国粹主義者たちの強い反発があったという(武田清子「まぼろしの『新教育勅語』」西田毅編『竹越三又集』民友社思想文学叢書第4巻付録「竹越三又集月報」6, 3頁)。井上も,「新教育勅語」計画とともに謳われていた「世界主義」に対し,1897(明治30)年5月,雑誌『日本主義』誌上において「教育上における世界主義を難ず」との論説で批判を行っている。
- 39) 『官報』第4986号,1900年2月17日,246頁。
- 40) 井上哲次郎『増訂勅語衍義』文盛堂他,1899年,2頁。
- 41) 同上,1-7頁。
- 42) 同上,12頁。「此レ我カ国体ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦実ニ此ニ存ス」
- 43) 同上,下巻,7-9頁。「博愛衆ニ及ホシ」
- 44) 同上,93-95頁。「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ」
- 45) 同上,107-108頁。「以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」
- 46) 同上,108頁。
- 47) 同上,109-110頁。
- 48) 前掲『井上哲次郎自伝』32頁。
- 49) 本委員会のメンバーには,井上の他,加藤弘之,中島力造,渡辺薫之助,吉田熊次,乙竹岩造らが名を連ねていた。なお,この六名は,1908(明治41)年9月に設けられる教科用図書調査委員会において再任され,第二期国定教科書の編纂を担うことにもなる。
- 50) なお,小学校教科書の国定期間中も,中学校,師範学校,高等女学校は,1948(昭和23)年まで検定制がとられた。ただし,一部の小学校教科書(英語,唱歌,農業,商業)は,1946(昭和21)年まで検定制であった。
- 51) 文部省『師範学校・中学校・高等女学校検定済教科用図書表』自明治三十五年四月至明治三十七年一月,文部大臣官房図書課,1904年,2頁。また,同年2月には『女子修身教科書』を出版しているが,本書は後に「訂正五版」として『訂正女子修身教科書』の書名で高等女学校の検定教科書となっている(文部省『小学校・師範学校・中学校・高等女学校検定済教科用図書表』自明治三十九年二月至明治四十一年三月,文部省総務局図書課,1912年,15頁)。
- 52) 井上哲次郎『中学修身教科書』巻一,金港堂,1902年,2頁。
- 53) 同上,巻四,55頁。
- 54) 同上,55-56頁。
- 55) 同上,56頁。
- 56) 同上。
- 57) ちなみにこれらの教科書は,文部省『検定済教科用図書表』及び『使用教科図書表』によれば,『増訂勅語衍義』以上に,多くの学校で採択されていたことがわかる(文部省『中学校・高等女学校使用教科図書表』明治40年度,教科書研究資料文献第10集,芳文閣,1992年,文部省『師範学校・中学校・高等女学校使用教科図書表』明治43年度,教科書研究資料文献第11集,芳文閣,1992年参照)。つまり,学校現場ではやや限定的ではあるが,この時期には『増訂勅語衍義』よりも個人的に編纂した教科書の方が多用される状況にあったといえるのである。
- 58) 『丁酉倫理会倫理講演集』1月15日号,1906年,79頁。
- 59) 同上,80頁。
- 60) 同上,82-83頁。
- 61) この「家族制度」なる言葉は,井上の自伝によると井上自身によってはじめて用いられた言葉であるという(前掲『井上哲次郎自伝』34頁)。なお,「家族制度」については,井上を中心として1906(明治39)年に,哲学,宗教,倫理,教育,美術,文芸等の広義の学問究攻を目指して創設された東亜協会の研究会においても研究題

目として取り上げられ、そこで論じられた諸論考は、1911（明治44）年9月に東亜協会編集『国民教育と家族制度』に収録されて目黒書店から刊行された。後述する井上の「我が國體と家族制度」も本書に収録されている。また、以下で取り扱う『東亜之光』は、当協会の機関誌である。

- 62) 『東亜之光』第2号, 6月1日, 1906年, 2頁。
- 63) 同上。ここで井上が「家族制度」が現行の民法にも反映されていると指摘するのは、民法典の施行が影響していた。1896（明治29）年に民法第一・二・三編（総則・物権、債権）が、1898（明治31）年に民法第四・五編（親族・相続）が定められた。とりわけ後者の法規は、後に井上とともに「国民道徳論」を鼓吹していく当時帝国大学法科大学教授穂積八束の施行延期派を象徴する論文「民法出デテ忠孝亡フ」（1891年）において展開された、わが国旧来からの伝統・習慣である家制度を継承しようとする流れに沿ったものであった。井上が、ここで民法を持ち出して、家長に戸主権があるという規定は、先祖の系統を存続させるために設けられていると言及する背景にはこうした歴史的文脈があった。
- 64) 同上, 11頁。
- 65) 『東亜之光』第6巻第9号, 9月1日, 1911年, 2頁。
- 66) 同上, 7頁。
- 67) 同上, 7-8頁。
- 68) 同上, 8-9頁。なお井上は、「個別家族制度」と「綜合家族制度」の関係は、別個に独立ないしは並列して存在するものではなく、前者の発展形として後者が形成されるものとして捉えている（10頁）。
- 69) 井上自身は、これまでの諸詔勅の中で、「軍人勅諭」が武の、「教育勅諭」が文の方針を示したのに対し、この「戊申詔書」は日露戦後の社会を背景に「人民一般に賜つた詔勅」として捉え、世界進出していく戦後社会における国民としてのあり方を示したものと捉えている。そして戦後社会の変化として、その筆頭に個人主義の思想が強くなってきたことを指摘し、その是正とともに、日本国民としての自覚と認識を促すことが必要であると論じている（井上哲次郎「戊申詔書に就いて」、同『教育と修養』弘道館, 1910年, 342-358頁）。なお、「戊申詔書」の担った役割、現実の機能については、見城佛治「近代詔勅の中の戊申詔書」（馬原鉄男・岩井忠熊編『天皇制国家の統合と支配』文理閣, 1992年所収）を参照されたい。
- 70) 例えば、第二期国定修身教科書の一つであった高等小学三年用の修身教科書には「わが国は家族制度を基礎とし国を挙げて一大家族を成すものにして、皇室は我等の宗家なり。我等国民は子の父母に対する敬愛の情を以て万世一系の皇位を崇敬す。是を以て忠孝は一にして相分れず」との文言があるように、井上のこれまでの立論との共通性を有しており、その内容に少なからず影響していたことを窺わせる。なお、第二期国定修身教科書の編纂理念や論理構造については、久保田英助「近代日本における『国民道徳』の論理構造—第二期国定修身教科書の編纂理念—」（早稲田大学教育総合研究所『早稲田教育評論』第20巻第1号, 2006年）を参照されたい。
- 71) 井上がその他に行った「国民道徳」に関わる講演・講習会は、例えば、1910（明治43）年7月2日から同月15日まで、東京外国語学校において開催された東亜協会の講習会での「国民道徳の研究」や、1911（明治44）年7月26日から同月30日まで、文部大臣からの命によって東京帝国大学において中等教員を対象とした講習会での「国民道徳概論」等がある。
- 72) 「国民道徳」なる用語が公に登場するのは、1909（明治42）年の文部省中等教員検定試験、1910（明治43）年5月制定の「師範学校教授要目」、1911（明治44）年3月15日の第27回帝国議会議院で提出・採択された「国民道徳ノ振興ニ関スル建議」等においてであり、この時期より公式的に用いられるようになったといえる。
- 73) 本講演は、同年9月に東京府内務部学務課から『修身科講義録』として発行された。
- 74) 東京府内務部学務課『修身科講義録』1911年, 164頁。
- 75) 同上, 165頁。
- 76) 同上, 174-178頁。
- 77) 同上, 178頁。
- 78) 本講演の速記録は、同年10月に裏次健治郎編集兼発行者によって、『国民道徳』として刊行された。
- 79) 井上哲次郎『国民道徳』1911年, 165頁。
- 80) 同上, 166頁。
- 81) 同上。
- 82) 同上, 168頁。
- 83) 同上, 169頁。